

宮城県事業復興型雇用創出助成金（中小企業型）支給要綱

（趣旨）

第1 県は、東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所による災害をいい、以下「震災」という。）で被災した県内の沿岸部（気仙沼市、南三陸町、石巻市、女川町、東松島市、松島町、利府町、塩竈市、七ヶ浜町、多賀城市、仙台市（宮城野区、若林区及び太白区に限る。）、名取市、岩沼市、亶理町及び山元町をいう。以下同じ。）において安定的な雇用を創出すること及び地域の中核となる産業や経済の活性化に資する雇用を創出することを目的とし、産業政策と一体となって雇用面からの支援を行うことにより、震災により離職を余儀なくされた者等の生活の安定を図り、県内の沿岸部の復興を支えるため、これらの者の雇入れに係る3年間の費用（職業訓練・雇用管理等を含む。）の一部について、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者に該当する事業所及びこれに準ずる事業所（以下「中小企業者等」という。）に対し、予算の範囲内において宮城県事業復興型雇用創出助成金（中小企業型）（以下「助成金」という。）を支給するものとし、その支給に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（定義）

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業所 原則として、労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条の事業又はこれに準じるものをいう。
- (2) 被災三県求職者 次のイからハのいずれかに該当する者をいう。
 - イ 平成23年3月11日時点で震災による被害を受けた災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用地域（岩手県、宮城県及び福島県内の地域に限る。以下「被災三県」という。）に所在する事業所に雇用されていた者又は被災三県に居住していた者であって、失業状態にある者
 - ロ 平成23年3月11日時点で被災三県に居住していた者であって、被災三県にある高等学校、大学等を卒業予定の者（卒業後3年以内かつ職歴のない者を含む。以下同じ。）
 - ハ 高等学校、大学等を卒業予定の者で被災三県外に居住する者の扶養者が平成23年3月11日時点で県内に居住していた場合において、当該卒業予定の者が県内の沿岸部にある事業所に就職する場合は、当該卒業予定の者（以下「Uターン就職者」という。）
- (3) フルタイム労働者 1週間の所定労働時間が、同一の事業所に雇用される通常の労働者と同じ労働者をいう。
- (4) 短時間労働者 次のイ又はロのいずれかに該当する者をいう。
 - イ 1週間の所定労働時間が、同一の事業所に雇用される通常の労働者に比し短い労働者
 - ロ フルタイム労働者として申請がなされた労働者のうち、第9第13号の書類から知事がフルタイム労働者と判断することが困難な労働者
- (5) 再雇用者 事業所で雇い入れた被災三県求職者のうち、当該雇入日前3年間において同一の事業所で

雇用した事実又は就労（関連企業等からの出向に伴う就労，派遣労働者若しくは請負労働者としての就労又は事前研修のための就労を含む。）させた事実のある労働者をいう。

(6) 新規雇用者 事業所で雇い入れた被災三県求職者のうち，再雇用者以外の労働者をいう。

(7) 超過再雇用者 新規雇用者の数に4を乗じた数を超える再雇用者をいう。

(8) 離職 次のイからホのいずれかに該当する場合をいう。

イ 労働者都合による離職

労働者が自己の都合により離職した場合

ロ 事業主都合による解雇等

事業主都合による解雇（勸奨退職等を含む。）又は雇い止めにより，労働者が離職した場合

ハ 配置転換

事業主が，対象労働者を別の事業所（本助成金の助成対象事業所を含む。）に配置転換した場合

ニ 助成対象外

所定労働時間の減少等により対象労働者に該当しないこととなった場合

ホ その他

その他の事由により対象労働者に該当しない場合

(9) 離職日 前号により対象労働者が離職した場合，次のイからホのいずれかに該当する日をいう。

イ 前号イに定める労働者都合による離職の場合

労働者が自己の都合により離職した日

ロ 前号ロに定める事業主都合による解雇等の場合

事業主都合による解雇（勸奨退職等を含む。）又は雇い止めにより，労働者が離職した日

ハ 前号ハに定める配置転換の場合

事業主が，対象労働者を助成対象事業所から別の事業所（本助成金の助成対象事業所を含む。）に配置転換した場合において，配置転換前の助成対象事業所で最後に勤務した日

ニ 前号ニに定める助成対象外の場合，次の（イ）又は（ロ）のいずれかの日

（イ）対象労働者が雇用保険の一般被保険者又は高年齢被保険者（以下「雇用保険被保険者」という。）である場合，雇用保険被保険者としての資格を喪失した日

（ロ）雇用保険被保険者としての資格取得義務がない労働者である場合，原則として，労働条件の変更等により1週間の所定労働時間が20時間未満となった日の前日（1週間の所定労働時間が20時間以上となる労働条件に復帰することを前提として，臨時的・一時的に1週間の所定労働時間が20時間未満となる場合等を除く。）

ホ 前号ホに定めるその他助成対象外等の場合

当該事由が発生した日

(10) 事業年 10月1日から翌年9月30日までの期間をいう。

(支給対象事業主)

第3 本助成金は，次の各号のいずれにも該当する事業主（以下「支給対象事業主」という。）に支給する。

(1) 県内の沿岸部に事業所を有し、当該事業所において、震災からの復興政策に関連する次のイ又はロのいずれかに該当する事業であって、将来的に地域の雇用創出の中核となることが期待されるものを実施する事業主であること。

イ 平成23年3月11日以降に採択された震災からの復興に関する国又は地方公共団体の補助金・融資（新しい事業や地域の産業の中核となる事業を対象とするものに限る。）又は雇用のミスマッチが生じている分野に対する産業政策による支援の対象となっている事業であって、知事が認めるもの
ロ イ以外の事業で、地域の地場産業として振興を行っている産業分野であって相当数の雇用創出が期待される事業など、本助成金を支給することが「産業政策と一体となった雇用支援」と認められる事業であって、知事が認めるもの

(2) 前号イ又はロの事業を実施する事業所において、平成31年3月31日までに、国又は地方公共団体の補助金、融資等の産業政策の支援対象となることが決定している（事業の開始に向けた建物の建設工事に着手している場合を含む。）事業主であること。

(3) 雇用保険の適用事業の事業主であること。ただし、雇用保険被保険者としての資格取得義務がない労働者のみを雇用している場合は、雇用保険の適用事業の事業主であることを要さないものとする。

(4) 出勤状況及び賃金の支払状況等を明らかにする書類（労働者名簿、賃金台帳、出勤簿等）を適切に整備、保管している事業主であること。

(5) 第9に規定する認定申請及び第12に規定する認定変更申請時点において、第1に規定する中小企業者等であること。

2 前項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業主は、支給対象としない。

(1) 不正な行為により、本来支給を受けることのできない助成金等（本助成金及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4章の雇用安定事業等に係る各種給付金をいう。）の支給を受け、又は受けようとしたことにより3年間にわたる助成金等の不支給措置が執られている事業主及び前項第1号イ又はロの事業において不正受給を行った事業主

(2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団の構成員又は暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者が経営、運営に関係している事業を行う事業主

(3) 宮城県税に未納がある事業主

（助成対象事業所）

第4 本助成金の対象となる事業所（以下「助成対象事業所」という。）は、原則として、第3第1項第1号イ又はロのいずれかに該当する事業を実施（事業及び採択日が既に支給決定済みのものと同一のものに限る。）している県内の沿岸部の施設のみから構成される県内の沿岸部の事業所とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業所については、助成対象事業所としない。

(1) 宮城県事業復興型雇用創出助成金（Ⅰ型、Ⅱ型又はⅢ型）の支給決定を受けた事業所（支給申請中の事業所を含む。）

(2) 市町村版事業復興型雇用創出助成金の（旧型、新型又は中小企業型）の支給決定を受けた事業所（支

給申請中の事業所を含む。)

(助成対象労働者)

第5 本助成金の対象となる労働者(以下「対象労働者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する新規雇用者又は再雇用者とする。ただし、再雇用者の場合は、雇い入れた新規雇用者の数に4を乗じた数以下の再雇用者について、雇入日の早い者から順に対象労働者とする。

- (1) 第3第1項第1号イ又はロに規定する事業の支援決定を受けた後に、当該事業の支援決定を受けた助成対象事業所において、平成29年12月1日(最初の新規雇用者の雇入れより前に雇い入れた再雇用者の場合は、平成23年11月21日)から平成30年12月31日までの間に雇い入れた者であること。ただし、第6第3項に規定する補充労働者の場合は、第10に規定する認定又は第13に規定する変更認定の対象となった労働者の離職日の翌日から平成33年12月31日までの間に雇い入れた者であること。
- (2) 雇用契約が、「期間の定めのない雇用」又は「更新が可能な1年以上の有期雇用」であること。
- (3) 雇入れ時から雇用保険被保険者としての資格取得義務がある者については、雇用保険被保険者として雇い入れたこと。ただし、雇用保険被保険者としての資格取得義務がない労働者については、1週間の所定労働時間が20時間以上であること。
- (4) 第12第1項第3号の場合を除き、第9に規定する認定申請又は第12に規定する認定変更申請を行う日(以下「認定申請日」という。)において、助成対象事業所に所属していること。
- (5) 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第9条又は第10条に規定される被保険者及び健康保険法(大正11年法律第70号)第3条第1項に規定される被保険者となる場合、被保険者としての要件を満たした時点で加入していること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する新規雇用者又は再雇用者は、対象労働者としな

- (1) 平成23年11月21日以降に助成対象事業所を離職した労働者を再び同一事業所で雇い入れる場合の当該労働者
- (2) 平成23年11月21日以降に、助成対象事業所において、第2第8号ロに規定する事業主都合の解雇等を理由に離職した労働者(以下「解雇者」という。)がいる場合は、その人数に相当する労働者(以下「解雇に伴う相殺対象者」という。)
- (3) 雇入れに係る費用が、国が支給する他の補助金の支給対象となっている労働者
- (4) 平成23年度ふるさと雇用再生特別基金事業及び緊急雇用創出事業により自ら雇用した労働者
- (5) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)第2条第1項第2号に規定される派遣労働者
- (6) 最初の新規雇用者の雇入れから2年を経過した後に雇い入れた労働者(ただし、補充労働者を除く。)

(助成対象期間)

第6 新規雇用者に係る助成対象期間は、雇入日を起算日として、3年間とする。ただし、3年を経過する日が平成34年3月31日より後の場合は、平成34年3月31日までとする。

- 2 対象労働者が再雇用者である場合における助成対象期間は、次の各号のいずれかの起算日から3年間とし、新規雇用者の離職又は助成対象期間の終了により、助成対象期間に停止期間があった場合は、当該停止期間を加えた期間とする。ただし、再雇用者の助成対象期間の末日が、全ての新規雇用者の助成対象期間の末日を過ぎる場合は、当該再雇用者の助成対象期間は、当該新規雇用者の助成対象期間の末日までとみなす。
- (1) 新規雇用者を雇い入れた日以降に雇い入れた再雇用者については、新規雇用者の数に4を乗じた数以下の再雇用者について、当該再雇用者の雇入日
 - (2) 新規雇用者を雇い入れた日より前に雇い入れた再雇用者については、雇い入れた新規雇用者の数に4を乗じた数以下の再雇用者について、当該新規雇用者に係る起算日
 - (3) 超過再雇用者を雇い入れている場合であって、新たに新規雇用者を雇い入れた場合については、当該新たに雇い入れた新規雇用者の数に4を乗じた数以下の超過再雇用者について、当該新たに雇い入れた新規雇用者に係る起算日
- 3 助成対象期間中に対象労働者が離職した場合は、第2第9号に規定する離職日の翌日から助成対象期間が停止する。その後、当該離職が第2第8号イ、ハ又はニに該当するものであって、当該離職した対象労働者と同一の区分に該当する対象労働者を新たに雇い入れた場合は、当該労働者を離職した対象労働者の補充者（以下「補充労働者」という。）として、当該補充労働者に係る雇入日以降、離職した対象労働者に係る助成対象期間を引き継ぐことができる。
- 4 新規雇用者の離職又は助成対象期間の終了により、超過再雇用者となった場合の取扱いは次の各号のとおりとする。
- (1) 超過再雇用者となった理由（以下「不該当理由」という。）が第2第8号イに規定する労働者都合による離職であり、当該新規雇用者の離職日の翌日から起算して1か月以内に新たに新規雇用者を雇い入れる等により、再雇用者の数が雇い入れた新規雇用者の数に4を乗じた数以下となった場合は、当該超過再雇用者に係る助成対象期間は停止しない。
 - (2) 不該当理由が第2第8号イに規定する労働者都合による離職であり、当該新規雇用者の離職日の翌日から起算して1か月以内に新たに新規雇用者を雇い入れない場合は、当該新規雇用者の離職日の翌日から起算して1か月を経過した日の翌日以降、新たに新規雇用者を雇い入れる等により、再雇用者の数が雇い入れた新規雇用者の数に4を乗じた数以下となるまでの間、当該超過再雇用者に係る助成対象期間が停止する。
 - (3) 不該当理由が新規雇用者の離職（第2第8号イに規定する労働者都合による離職を除く。）又は助成対象期間の終了である場合は、当該事由が発生した日の翌日以降、新たに新規雇用者を雇い入れる等により、再雇用者の数が雇い入れた新規雇用者の数に4を乗じた数以下となるまでの間、当該超過再雇用者に係る助成対象期間が停止する。
 - (4) 前二号において、その後、新たに新規雇用者を雇い入れる等により、再雇用者の数が雇い入れた新規雇用者の数に4を乗じた数以下となった場合は、その日から停止した超過再雇用者に係る助成対象期間を再開する。
- 5 全ての対象労働者の助成対象期間が終了する日より前に、各事業年の支給額の累計が2千万円に達した場合は、当該事業年の支給額の累計が2千万円に達した事業年の末日を全ての対象労働者の助成対象期間が終了し

た日とみなす。

- 6 助成対象期間の途中で、支給要件を満たさなくなった場合又は本助成金を廃止する場合は、当該事由の発生日から年月日までを助成対象期間とする。

(支給限度額)

第7 本助成金は、別表の区分に従い、助成対象期間のうち、起算日から最初の1年が経過する日までを第1期、その後の1年を第2期、残りの1年を第3期（以下「助成対象期」という。）として、対象労働者1人当たり別表に掲げる額を上限（以下「支給限度額」という。）として支給する。ただし、助成対象期の途中で助成対象期間の末日を迎える場合は、当該助成対象期間の末日までの日数に応じた額を支給限度額とする。

- 2 対象労働者及び補充労働者に係る認定申請日が、当該対象労働者及び補充労働者の起算日から2か月を経過した場合は、前項の規定によらず、当該対象労働者及び補充労働者に係る第6第1項から第4項までに規定する助成対象期間のうち、当該起算日から、認定申請日から遡って2か月目の日の前日までの間（以下「不支給期間」という。）に相当する額を、前項に規定する額から控除した額を支給限度額とする。ただし、特段の事情がある場合においては、この限りでない。
- 3 事業所当たりの支給額の上限は、2千万円とする。

(支給額の算定方法)

第8 支給対象事業主が、対象労働者を起算日から3年を経過する日まで継続雇用した場合、第7に規定する支給限度額を支給する。

- 2 起算日から3年を経過する日までの途中において、第2第8号に規定する離職により助成対象期間が停止した場合、第7に規定する支給限度額の範囲内で離職までの期間に応じて支給する。
- 3 第6第3項に規定する対象労働者及びその補充労働者に係る助成金の支給額は、当該離職した対象労働者に係る第7に規定する支給限度額から、当該離職した対象労働者の離職日の翌日から補充労働者の起算日の前日までの減額した額とする。
- 4 第6第4項第2号から第4号の規定により再雇用者である対象労働者の助成対象期間が停止した場合は、当該停止した日を第2第9号に規定する離職日とみなし、第2項の規定により助成金の支給額を算定する。
- 5 新たな新規雇用者の雇入れにより再雇用者に係る助成対象期間が再開する場合の当該助成対象期の支給額は、当該新たな新規雇用者の雇入れ日（不支給期間が生じる場合は、別に定める日）から当該助成対象期の末日までの期間に応じた額とする。
- 6 助成対象期間の途中で、別表に定める対象労働者に係る対象労働者の区分が変更された場合の支給額は、当該変更が行われた日以降当該変更後の区分を適用して算定した額とする。
- 7 第6第6項の規定に該当する場合の支給額は、同項に定める事由の発生日を離職日とみなし、第2項の規定により支給額を算定する。

(事業計画の認定申請)

第9 本助成金に申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、第3第1項第1号イ又はロに掲げる事業

を実施する事業所ごとに、次の各号に掲げる書類を添えて、知事が別に定める受付期間内に、事業計画認定申請書（別記様式第1号。以下「認定申請書」という。）を知事に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（別記様式第2号）
- (2) 受給要件チェックリスト兼申立書（別記様式第1・4・6号共通別紙）
- (3) 県税事務所長が発行する宮城県税の納税証明書
- (4) 事業主が第1に規定する中小企業者等であることが分かる書類
- (5) 事業主が営む事業並びに役員等の住所及び氏名が分かる書類
- (6) 第3第1項第1号イ又はロに掲げる事業を実施する事業主であることが分かる書類
- (7) 公共職業安定所長が交付する雇用保険事業所別被保険者台帳の写し
- (8) 申請する労働者の現住所、氏名及び生年月日を確認できる書類
- (9) 申請する労働者が被災三県求職者であることを確認できる書類
- (10) 申請する労働者が再雇用者でないことを確認できる書類（新規雇用者の場合）
- (11) 申請する労働者が社会保険に加入していることを証明する書類
- (12) 申請する労働者との雇用契約内容が分かる書類
- (13) 事業所におけるフルタイム労働者の1週間の所定労働時間が分かる書類
- (14) その他知事が必要と認める書類

（事業計画の認定等）

第10 知事は、認定申請書の提出を受けたときは、その認定の可否を決定し、事業計画認定通知書（別記様式第3号の1）又は事業計画不認定通知書（別記様式第3号の2）によって申請者に通知するものとし、事業計画を認定する場合に限り、各事業年に支給申請できる金額の上限額（以下「申請限度額」という。）を示すものとする。

2 知事は、認定に当たり次の各号のほか、必要な条件を付すことができるものとする。

- (1) 支給対象事業主は、第14の規定により、支給申請書を提出しなければならない。支給申請書が提出されなかった場合、知事は、認定の全部又は一部を取り消す。
- (2) 支給対象事業主は、申請限度額の範囲内で支給申請することができる。
- (3) 雇入れから助成対象期間の末日までの間に対象労働者に支払うべき賃金を、支払期日を越えて支払っていない場合は、助成金を支給しない。ただし、支給申請書を提出するまでに当該賃金を支払った場合を除く。
- (4) 支給対象事業主は、認定申請書の提出後、第12第1項及び第2項の各号に該当する労働者がいる場合、認定変更申請書を提出することができる。
- (5) 助成対象期間の途中において、認定内容等に変更があった場合、当該変更が生じた日の翌日から起算して2週間が経過した日（変更が生じた日の翌日から起算して2週間が経過した日が平成34年3月31日より後の場合は平成34年3月31日）又は当該変更が生じた日が属する事業年の末日のいずれか早い日までに、第12第3項に定めるところにより認定変更申請書を知事に提出し、その認定を受けなければならない。ただし、知事が別に定める軽微な変更にあつては、知事が別に定めるところにより

その内容を届け出ること。

- (6) 助成対象期間の途中において本助成金の補助事業を廃止しようとする場合、廃止することが確定した日の翌日から起算して2週間が経過した日（廃止することが確定した日の翌日から2週間が経過した日が平成34年3月31日より後の場合は平成34年3月31日）又は廃止することが確定した日が属する事業年の末日のいずれか早い日までに、第12第4項に定めるところにより認定変更申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- (7) 偽りその他の不正な行為により助成金の認定を受けた場合には、認定を取り消し、認定取消処分を受けた日の翌日から3年間、助成金の認定を行わない。
- (8) この要綱及び規則の規定を遵守しなければならない。

3 第1項の規定による認定の通知を受けた事業主が、次の各号のいずれかに該当する場合は、知事は認定の全部又は一部を取り消すものとし、事業計画認定取消通知書（別記様式第3号の3）によって行うものとする。

- (1) 偽りその他の不正な行為により本助成金の認定を受けた場合
- (2) 認定に付した条件に違反した場合
- (3) その他要件を満たさないことが判明した場合

（解雇者等がいる場合の取扱い）

第11 平成23年11月21日以降、認定申請日までの間に、助成対象事業所において第5第2項第2号に規定する解雇者又は解雇に伴う相殺対象者がいる場合、内容を証する書類を添えて申請をすること。

2 前項の規定に反し、第10に規定する認定又は第13に規定する変更認定を受けた後に、解雇者がいることが判明した場合は、知事は、既に認定を受けた労働者について、原則として、雇入日の早い順に、解雇に伴う相殺対象者とみなし、雇入日から認定の全部又は一部を取り消すことができる。

（事業計画の認定変更申請等）

第12 第10に規定する認定の通知を受けた事業主は、次の各号に掲げる増額要件のいずれかに該当することを理由として申請限度額の増額を求める場合、知事が別に定める受付期間内（認定申請日において申請中の認定申請書又は認定変更申請書がある場合、当該申請に対する認定後。）に、内容を証する書類を添えて、事業計画認定変更（廃止）申請書（別記様式第4号。以下「認定変更申請書」という。）を知事に提出することができる。

- (1) 認定申請書の提出後等において、新たに対象労働者を雇い入れた場合又は当該雇入れに伴い既に雇い入れた再雇用者が対象労働者となった場合
- (2) 対象労働者について、別表に掲げる対象労働者の区分が変更された場合
- (3) 無給で勤務しない日があったこと等により助成金が一定期間支給されなかった対象労働者が、知事が別に定める支給の要件を再び満たすこととなった場合

2 次の各号に掲げる減額要件のいずれかに該当した場合、内容を証する書類を添えて、認定変更申請書を知事に提出することができる。この場合において、本項に規定する認定変更申請書を提出することができる期間については、前項第1号又は第2号に係る認定変更申請の取扱いに準ずる。

- (1) 対象労働者が第2第8号イに定める労働者都合による離職又は同号ロに定める事業主都合による解雇等により離職した場合
 - (2) 対象労働者について、別表に掲げる対象労働者の区分が変更された場合
 - (3) 対象労働者を第2第8号ハに定める配置転換した場合
 - (4) 対象労働者が第2第8号ニに定める助成対象外となった場合
 - (5) 第2第8号ホに定めるその他事由により対象労働者に該当しない場合
- 3 助成対象期間の途中において、認定内容等に変更があった場合、第10第2項第5号に規定する期間内（認定申請日において申請中の認定申請書又は認定変更申請書がある場合、当該申請に対する認定後。）に、その内容を証する書類を添えて、認定変更申請書を知事に提出し、その認定を受けなければならない。ただし、知事が別に定める軽微な変更にあつては、知事が別に定めるところによりその内容を届け出ることにより足りるものとする。
- 4 助成対象期間の途中において本助成金の補助事業を廃止しようとする場合、第10第2項第6号に規定する期間内（認定申請日において申請中の認定申請書又は認定変更申請書がある場合、当該申請に対する認定後。）に、認定変更申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（事業計画の変更認定）

- 第13 知事は、前条に規定する認定変更申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、変更認定又は廃止の可否を決定し、事業計画変更認定通知書（別記様式第5号の1）又は事業計画変更不認定通知書（別記様式第5号の2）によって申請者に通知するものとし、知事は変更認定又は廃止に当たり必要な条件を付すことができるものとする。
- 2 前項の規定による認定の通知を受けた者が、第10第3項の各号のいずれかに該当するときは、同項の規定に準じる。
- 3 知事が第14第4項の規定により認定変更申請書の提出を受けたときの取扱いは、前項までの場合に準じる。

（支給申請等）

- 第14 本助成金の交付を受けようとする者は、規則第3条の規定により、次の各号に定める期間に、第3第1項第1号イ又はロに掲げる事業を実施する事業所ごとに、支給申請兼実績報告書（別記様式第6号。以下「支給申請書」という。）を知事に提出しなければならない。
- (1) 助成対象期間に属する事業年が終了したときは、当該事業年の翌事業年の10月31日までの間
 - (2) 本助成金の認定を受けた全ての対象労働者の助成対象期間が終了したときは、前号の規定によらず、次のいずれかの早い日
 - イ 助成対象期間の末日が4月1日から9月30日までの間に属する場合、当該助成対象期間の末日から1か月を経過した日
 - ロ 助成対象期間の末日が10月1日から翌年3月31日までの間に属する場合、当該助成対象期間の末日から1か月を経過した日又は当該助成対象期間の末日が属する県の会計年度の3月31日
- 2 規則第3条第2項の規定による支給申請書に添付しなければならない書類は、次の各号のとおりとする。

- (1) 受給要件チェックリスト兼申立書（別記様式第1・4・6号共通別紙）
- (2) 県税事務所長が発行する宮城県税の納税証明書
- (3) 公共職業安定所長が交付する雇用保険事業所別被保険者台帳の写し
- (4) 申請する対象労働者の雇用契約内容が分かる書類
- (5) 申請する対象労働者の当該事業年の勤務時間等勤務状況が確認できる書類
- (6) 対象労働者に対する当該事業年の賃金の支払状況が確認できる書類
- (7) その他知事が必要と認める書類

- 3 前二項により申請する場合の申請額は、第10の規定により認定された申請限度額の範囲内で申請できる。
- 4 支給申請時点において第12第1項第3号に該当することを理由として申請限度額の増額を求める場合又は第12第2項第3号に該当する場合、前三項の支給申請書は認定変更申請書を兼ねるものとする。
- 5 前四項の支給申請書は、規則第12条第1項の補助事業等実績報告書を兼ねるものとする。

（助成金の支給決定等）

- 第15 知事は、前条に規定する支給申請書の提出があったときは、その内容を審査し、助成金の支給を決定（以下「支給決定」という。）するとき（申請の対象となった労働者のうち、一部について支給対象としないときを含む。）にあつては、支給決定通知書（別記様式第7号の1）により通知し、知事はその決定に当たり条件を付すことができるものとする。また、助成金の不支給を決定するときにあつては、不支給決定通知書（別記様式第7号の2）により当該申請書に係る申請者に通知するものとする。
- 2 前項の規定による支給決定の通知は、規則第13条の規定による補助金等の額の確定の通知を兼ねるものとする。

（支給の方法）

- 第16 本助成金は、規則第13条に規定する助成金の額の確定後に支給するものとする。

（支給申請等に不備があった場合の取扱い）

- 第17 知事が第15に規定する支給決定後、支給申請書等の不備による振込不能等があり、県が確認等を求めたにもかかわらず支給申請書等の補正が行われず、申請事業主の責に帰すべき事由により支給できなかったとき又は支給決定等行うために必要な要件を満たしていることの確認が取れず、支給決定を行うことが困難であると知事が判断したときは、支給申請が取り下げられたものとみなす。

（支給決定の取消し）

- 第18 知事は、第15に規定する支給決定後、支給決定の通知を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、規則第16条の規定により、支給決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- (1) 偽りその他の不正な行為により本助成金の支給決定を受けた場合
 - (2) 第15第1項の規定により付した条件に違反した場合
 - (3) その他要件を満たさないことが判明した場合

2 前項の規定により支給決定を取り消した場合、支給決定の全部を取り消したときは支給決定取消通知書（別記様式第7号の3）により、一部を取り消したときは支給決定一部取消通知書（別記様式第7号の4）により、当該事業主に対しその旨を通知するものとする。

（助成金の返還）

第19 第18の規定により支給決定を取り消した場合、当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が支給されているときは、規則第17条の規定により、その返還を命ずるものとする。

2 前項の規定により返還を求める場合、第18第2項の支給決定取消通知書及び支給決定一部取消通知書は、規則第17条に規定する補助金等の返還の通知を兼ねるものとし、当該事業主に対しその旨を通知するものとする。

（状況報告）

第20 知事は、規則第10条の規定により必要の都度、雇用状況等確認報告要求通知書（別記様式第8号）等により、対象労働者の雇用状況等について報告を求めることができる。

（支給要件の確認）

第21 知事は、第3第2項第1号に規定する助成金の不支給要件に該当する事実の有無について確認する必要がある場合は、別記様式第9号により、宮城労働局に照会するものとする。

2 知事は、その他この要綱に規定する不支給要件等に係る調査について必要がある場合は、官公署又は政府関係機関に、当該調査に関し参考となる資料の閲覧又は提供その他の協力を求めることができる。

（被災三県求職者であることの確認）

第22 第9又は第12第1項の規定により認定申請しようとする事業主は、次の各号に掲げる書類の確認及び労働者本人に対する聞き取り等により、雇い入れた労働者が被災三県求職者に該当することを確認しなければならない。

- （1） 雇用保険受給資格者証
- （2） 廃業届（被災三県求職者が自営業者であった場合。税務署の受付印があるものに限る。）
- （3） 履歴書・職務経歴書

（再雇用者に係る支給限度額の適用）

第23 第3第1項第1号ロに規定する事業を実施する事業所において認定を受けた後、当該事業所において第3第1項第1号イに規定する事業を行うこととなった場合であっても、第7に規定する再雇用者に係る支給限度額の変更は行わない。

（補充労働者の取扱い）

第24 補充労働者を雇い入れた場合は、知事が別に定める受付期間内に、認定変更申請を受け付ける。

(再雇用者に係る助成対象期間の取扱い)

第25 新規雇用者の離職又は助成対象期間の終了により、離職した新規雇用者の数に4を乗じた数以下の再雇用者に係る助成対象期間が停止する場合においては、次の各号に掲げる順の対象労働者から停止する。

- (1) 起算日の最も早い対象労働者
- (2) 雇入日の最も早い対象労働者

2 複数の新規雇用者の離職又は助成対象期間の終了により、離職した新規雇用者の数に4を乗じた数以下の再雇用者に係る助成対象期間が停止している場合において、新たに新規雇用者を雇い入れることにより、当該再雇用者のうちの一部の者についてのみ助成対象期間が再開するときは、次の各号に掲げる順の対象労働者から再開する。

- (1) 起算日の最も早い対象労働者
- (2) 雇入日の最も早い対象労働者

(新規雇用者の公募)

第26 支給対象事業主は、新規雇用者の募集に当たっては、公共職業安定所への求人申込みを行うなど、可能な限り公募するよう努めなければならない。

(代理人の取扱い)

第27 支給対象事業主は、助成金の申請等に係る事務について、代理人を選任して処理させることができる。

2 代理人は、支給対象事業主に代わって第9に規定する認定申請等を行う場合は、認定申請書等に記名押印又は自筆による署名を行うとともに、その代理する事業主の住所及び氏名（事業主が法人である場合には、主たる事業所の所在地、法人の名称及び代表者の氏名）を記すものとする。また、認定申請等に当たっては、正当な権限のある代理人であることを証する委任状を提出するものとする。

(個人情報の取扱い)

第28 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第2条第5項に規定する個人情報取扱事業者に該当する支給対象事業主が助成金の申請等を行った場合は、当該支給対象事業主は、助成金の申請等に係る事務について、個人情報保護法に則って個人情報を取り扱わなければならない。

(支給額の端数処理)

第29 本助成金の支給額に千円未満の端数が生じたとき、当該端数の調整方法は、知事が別に定める。

(実地調査等)

第30 知事は、助成金に係る事業が適正に実施されていることを確認し、事業の効果を検証する等のために必要があるときは、支給対象事業主等から報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に助成対象事業所等に

立ち入らせ、帳簿書類等を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の実地調査の実施方法等については、知事が別に定める。

(その他)

第31 この要綱に定めるもののほか、助成金の支給等に関して必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度予算に係る助成金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において助成金に係る予算が成立した場合、当該各年度の予算に係る助成金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年12月9日から施行し、平成28年度予算に係る助成金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において助成金に係る予算が成立した場合、当該各年度の予算に係る助成金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行し、平成29年度予算に係る助成金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において助成金に係る予算が成立した場合、当該各年度の予算に係る助成金にも適用するものとする。
- 3 平成29年度における第9に規定する認定申請及び第12第1項第1号に規定する認定変更申請の対象労働者は、平成29年1月1日以降に助成対象事業所で雇い入れた労働者に限る。ただし、第9に規定する認定申請の場合に限り、最初の新規雇用者の雇入れより前に雇い入れた再雇用者の申請を認める。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度予算に係る助成金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において助成金に係る予算が成立した場合、当該各年度の予算に係る助成金にも適用するものとする。
- 3 平成30年度における第9に規定する認定申請及び第12第1項第1号に規定する認定変更申請の対象労働者は、平成29年12月1日以降に助成対象事業所で雇い入れた労働者に限る。ただし、第9に規定する認定申請の場合に限り、最初の新規雇用者の雇入れより前に雇い入れた再雇用者の申請を認める。
- 4 平成30年度における第12第1項第2号に規定する認定変更申請は、最初の新規雇用者の雇入れから2年以内かつ平成29年12月1日以降に変更があった労働者に限り受け付ける。

別表（第7関係）

対象労働者の区分	支給限度額			
	第1期	第2期	第3期	助成対象 期間総額
フルタイム労働者（次の欄に掲げる再雇用者を除く）	50万円	40万円	30万円	120万円
フルタイム労働者で、第3第1項第1号ロに該当する事業を実施する支給対象事業主が雇い入れる再雇用者	40万円	32万円	24万円	96万円
短時間労働者（次の欄に掲げる再雇用者を除く）	25万円	20万円	15万円	60万円
短時間労働者で、第3第1項第1号ロに該当する事業を実施する支給対象事業主が雇い入れる再雇用者	20万円	16万円	12万円	48万円